

長岡市告示第97号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき委託した
収納事務の委託を解除し、又は収納事務の実施場所を変更したので同条第4項の規定によ
り告示します。

令和8年3月25日

長岡市長 磯田達伸

- 1 委託した事務の内容
長岡市指定ごみ袋等取扱い及びごみ処理手数料収納事務委託
- 2 収納事務の委託を解除し、又は収納事務の実施場所を変更した事業者の名称、所在地等
別表のとおり
- 3 収納事務の委託を解除し、又は収納事務の実施場所を変更した日
別表のとおり

別表

収納事務の取扱いを廃止する事業者

受託者 番号	名称	所在地	代表者	業務の実施場所	委託終了期日	備考
C010900	二見屋分店	長岡市脇野町 1575番地	古見 剛	二見屋分店	令和8年3月1日	契約解除